

## 国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金に関するよくあるご質問

No.	分類	Q	A
1	必要資料	前年の確定申告の義務がなく、申告していない場合やその他相当の事由により提出できない場合はどうしたらよいですか。(法人の場合)	事業所等の所在地確認書類、営業等収入及び事業用水道光熱費が証明できる資料の写しをご提出ください。 業歴1年未満の事業者の方の場合は、法人設立届出書を併せてご提出ください。
2	必要資料	前年の確定申告の義務がなく、申告していない場合やその他相当の事由により提出できない場合はどうしたらよいですか。(個人の場合)	事業所等の所在地確認書類、営業等収入及び事業用水道光熱費が証明できる資料の写しをご提出ください。業歴1年未満の事業者の方の場合は、開業届、許認可証等を併せてご提出ください。
3	必要資料	令和4年分を申告済みの場合、提出する確定申告書の写しは、令和4年分でよいですか。	令和4年分のものをご提出ください。
4	必要資料	ゆうちょ銀行の場合、口座情報欄はどのように入力すればよいですか。	通帳、キャッシュカード等に記載されている記号・番号から、振込用の店名・預金種目・口座番号を変換する必要があります。以下の株式会社ゆうちょ銀行のサイトをご確認ください。 <a href="https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html">https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html</a>
5	必要資料	申請書を印刷できない場合はどうしたらよいですか。	市役所内まちの振興課窓口(1階21番窓口)にて申請書をお渡しできます。
6	必要資料	提出した書類は返却されますか。	申請書類は返却しません。なお、申請に係る事業者等の情報は本件交付事業及び商工振興施策の検討のためのアンケート調査以外の目的には使用しません。
7	必要資料	ネットバンキングを振込先とする場合、通帳の写しはどうしたらよいですか。	ネットバンキングの金融機関名・支店名、名義人、口座番号を表示されたページの画面コピー等を提出してください。
8	必要資料	本人確認書類の写しには、何を提出すればよいですか。(個人事業者等の場合)	①運転免許証(両面) ※返納している場合は、運転経歴証明書 ②健康保険証 ③住民票 ④在留カード、特別永住者証明書
9	必要資料	確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により、年間事業収入が20万円未満かどうか確認することですが(年間事業収入が20万円未満の場合は交付対象外)、事業の収入を給与収入や雑収入として申告している場合はどうすればよいですか。	前年分で事業収入の根拠となる契約書や支払調書等の書類の写し(合計20万円以上)をご提出ください。(市内で事業を営んでおり、事業による年間収入が20万円以上であることが判断できれば構いませんので、計上根拠となるすべての契約書等をご提出いただく必要はありません。
10	必要書類	インターネット申請において、どのようにして複数の資料をアップロードすればよいですか。	お手数をおかけいたしますが、複数の資料を1つのフォルダにまとめてzipファイルに圧縮のうえアップロードするようお願いいたします。
11	必要書類	インターネット申請において、資料のデータ容量が大きすぎてアップロードしきれない場合はどうすればよいですか。	アップロードしきれなかった資料については、申請完了後に自動返信される受付メールに電子データを添付のうえ返信し、追加提出してください。

12	対象	創業から間もない企業も申請できますか。	令和4年中に売上及び水道光熱費の支出がある場合は、それらの12倍の値をもとに申請できます。必要書類についてNo. 1またはNo. 2をご確認ください。 なお、令和5年1月1日以降に創業した事業者は申請できません。
13	対象	店舗を持たない市内在住のフリーランスは本支援金の対象ですか。	市内の自宅を事業所として事業を営んでいて、年間5万円以上の「事業用水道光熱費」を支払っている場合は対象です。（生活のための費用は事業用とみなしません。）原則として「所得税青色申告決算書」または「所得税白色申告決算書（収支内訳書）」をもって事業用水道光熱費を確認します。
14	対象	光熱費を経費として計上していなかった場合は対象ですか。	令和4年の任意の1か月の水道・電気・ガスの経費の12倍が5万円を超える場合は対象となります。なお、自宅兼事業所の場合は、家事按分に準じて合理的な基準で按分した後の金額をお示ください。
15	対象	「水道光熱費」以外の科目は対象経費になりますか。	事業の用に供するために直接必要な建物に係る水道光熱費の場合、対象経費となりえますので、「水道光熱費」が5万円未満のときは個別にご相談ください。
16	対象	対象にならない業種や会社はありますか。	業種ごとに資本金や従業員数の上限がありますので、申請要項p.1をご確認ください。（政治団体、宗教団体等は対象になりません。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当する事業者等は申請できません。） なお、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人は対象とし、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合、有限責任事業組合(LLP)は対象外とし
17	対象	市外に法人登記があり、市内に事業所がありますが、申請対象になりますか。	事業所等が市内にあることがわかる資料を提出してください。
18	対象	市外と市内に事業所がありますが、水道光熱費はどのように計算しますか。	「全事業所分の事業用水道光熱費」に「市内事業所数/全事業所数」を乗じて5万円以上の場合は対象となります。または、市内事業所等における令和4年の任意の1か月の水道・電気・ガスの経費の12倍が5万円を超える場合も対象となります。
19	対象	個人事業主で事業所は市内にありますが、住民登録は市外です。この場合、申請対象になりますか。	事業所等が市内にあることがわかる資料を提出いただき、確認できた場合は対象になります。
20	対象	開業届を出していなくても対象になりますか。	対象になります。個人事業者等の場合、確定申告書第一表の収入金額等の事業欄等により、事業を営んでいるかを確認します。
21	対象	中小企業の代表取締役と個人事業主の2つの肩書がある場合、どちらも申請ができますか。	法人としての確定申告と個人事業主としての確定申告を別に行っている場合は、それぞれ対象になります。

22	手続き	何という振込人名義で口座に振り込まれますか。	「国立市会計管理者」という振込人名義でお振込みいたします。なお、インターネット申請の場合、交付決定後、ご入力いただいたメールアドレスにお知らせメールをお送りいたします。
23	手続き	インターネット申請をしましたが、受付メールが届きません。	申請が正常に完了した場合、自動で受付メールが送信されます。迷惑メールフォルダにメールがないかご確認ください。携帯メールアドレスを登録した場合、迷惑メールフィルタにより受信できない場合があります。この場合、国立市まちの振興課までお問い合わせください。
24	手続き	申請期限について教えてください。	令和5年2月28日（火）までです。（消印有効）
25	手続き	郵送提出の場合、郵送の方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
26	手続き	申請書を市役所窓口へ提出することはできますか。	窓口申請は可能ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止（接触機会削減）のため、できるだけ郵送申請またはインターネット申請にご協力をお願いします。
27	手続き	郵送提出の際の郵送料は自己負担になりますか。	郵送料は申請者にご負担をお願いしています。
28	手続き	申請してから交付までおおよそどれくらいの時間がかかりますか。	申請のひっ迫状況によりですが、申請を受け付けてから3週間程度での振込みを目標としています。なお、申請内容に不備等がある場合は、この限りではありません。
29	手続き	窓口で申請の手伝いをお願いできますか。	市役所内まちの振興課窓口（1階21番窓口）にてご相談ください。
30	手続き	振込先の金融機関に指定はありますか。	指定はありません。
31	制度	支給金額について教えてください。	1事業者あたり5万円です。 ただし、「国立市公共交通事業者燃料費補助金」または「国立市肥料等高騰対策給付金」の交付対象事業者は、5万円から当該受給額を差し引いた金額を上乗せ交付（併給）します。 （例）「国立市公共交通事業者燃料費補助金」を4万円受給している場合、「国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金」は1万円交付します。
32	制度	助成は複数回受けられますか。	同一の申請者に対して、交付は期間中一度に限ります。なお、過去の国立市中小企業等経営支援金受給者も今回の国立市中小企業等光熱費高騰対策支援金に申請できます。
33	制度	過去一年以内に事業譲渡を受けた場合、対象になりますか。	令和4年12月末日までに事業譲渡を受けた場合は、創業から間もない事業者の申請に準じて申請してください。令和5年1月以降に事業譲渡を受けた場合には、通常必要書類に加え、双方の確定申告書類、事業譲渡の契約書や覚書、物件の賃貸借契約書や事業のパンフレットなど、事業承継が確認できる書類をご提出ください。
34	制度	過去一年以内に個人から法人に法人成りした場合、対象になりますか。	法人として提出した確定申告書がない場合、提出する確定申告書は個人事業主として提出した前年分の確定申告書類とし、その他必要書類は法人の場合に準じたものをご提出ください。売上高及び事業用水道光熱費に関する交付条件は、前年分の申告書記載の金額または令和4年の任意の月における12倍の金額のいずれかによるものとします。
35	制度	令和3年分の確定申告後、令和4年に市内事業所等に移転した場合、対象になりますか。	創業間もない事業者（No. 12）に準じて、市内事業所等における移転後の令和4年の任意の月における12倍の金額が5万円以上になる場合は対象になります。なお、市外へ移転した場合は対象になりません。